

認可外保育施設の設置及び運営状況確認のための自主点検表について (熊本市以外に所在する認可外保育施設が対象です。)

○ 自主点検表の趣旨について

- ・ 自主点検表は、認可外保育施設の設置及び運営にあたって、認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）に沿った施設運営を行っているかどうか自己点検を実施し、適切な施設運営を行っているかどうかを確認するために作成するものです。

○ 自主点検表の活用について

- ・ 自主点検表は、指導監督基準に沿って調査する事項を記載しています。
- ・ 自主点検表に沿って自己点検を行い、指導監督基準を満たしていない事項については改善を図ってください。
- ・ 新規開設施設については、熊本県による立入調査が行われるまでの期間に限って、自己点検により指導監督基準に適合している旨の自主点検表を県に提出し、県が受理したことを証する書類等を添付することで、施設所在市町村に特定子ども・子育て支援施設等確認の申請を行うことが可能となることがあります。（詳しくは、施設所在市町村にお尋ねください。）

◇ 既存の届出対象施設について（令和6年9月以前に設置されている認可外保育施設）

- ・ こどもの健やかな成長と安心・安全な保育の実現に向けて、普段から自主点検表を活用し、自己点検に努めてください。（なお、県からの立入調査等の際にご提出していただくこともあります、その際は事前にお知らせいたします。）

◇ 新規開設の届出対象施設について（令和6年10月以降に設置される認可外保育施設）

- ・ 児童福祉法第59条の2において、届出対象の認可外保育施設の設置者は事業開始から1ヵ月以内に設置届を提出するよう義務付けられています。自主点検表を用いた自己点検の結果、指導監督基準に適合していると判断される場合は、設置届にあわせて当該自主点検表を提出してください。なお、設置届と自主点検表は出来るだけ事業開始日に提出されるようお願いいたします。

【留意点】

- ・ 後日、県による立入調査が行われますが、その結果により「指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付される（又は交付されない）までの条件付きの無償化ですので、施設利用者には証明書が交付されない場合は、無償化の対象外となる旨を十分に説明しておいてください。
- ・ 立入調査によって基準不適合とならないよう、事前に十分に点検を行ってください。

【新規開設施設の自主点検表提出先】

自主点検表は、宛先を熊本県知事とし所管の広域本部または地域振興局に提出してください。所管の広域本部または地域振興局は、「熊本県認可外保育施設指導要綱 別表（第6条関係）」に記載のとおりです。

なお、認可外保育施設の設置届は、宛先を熊本県知事とし施設所在市町村の保育担当部署に提出してください。